

—事前復興まちづくり自治体からの事例紹介—

葛飾区 「事前復興」の取組について

令和7年6月27日

葛飾区都市整備部長 吉田 眞



【内 容】

1. 葛飾区の概況
2. 被害想定
3. 復興計画について
4. 復興訓練について
5. あり方勉強会における論点について

1. 葛飾区の概況

葛飾区のご紹介①

- 23区の北東端に位置
- 隣接自治体
足立区、江戸川区、墨田区、埼玉県八潮市、三郷市、千葉県松戸市
- 総面積 34.8 km² (23区で7番目の広さ)
- 総人口 471,970人 (令和7年6月1日現在)
- 区境や区内部を流れる河川
荒川、江戸川、大場川、中川、新中川、綾瀬川
水元小合溜 (準用河川)
- 鉄道
J R (常磐線、総武線)、京成電鉄



葛飾区



2. 被害想定

地震に関する地域危険度測定調査[第9回]

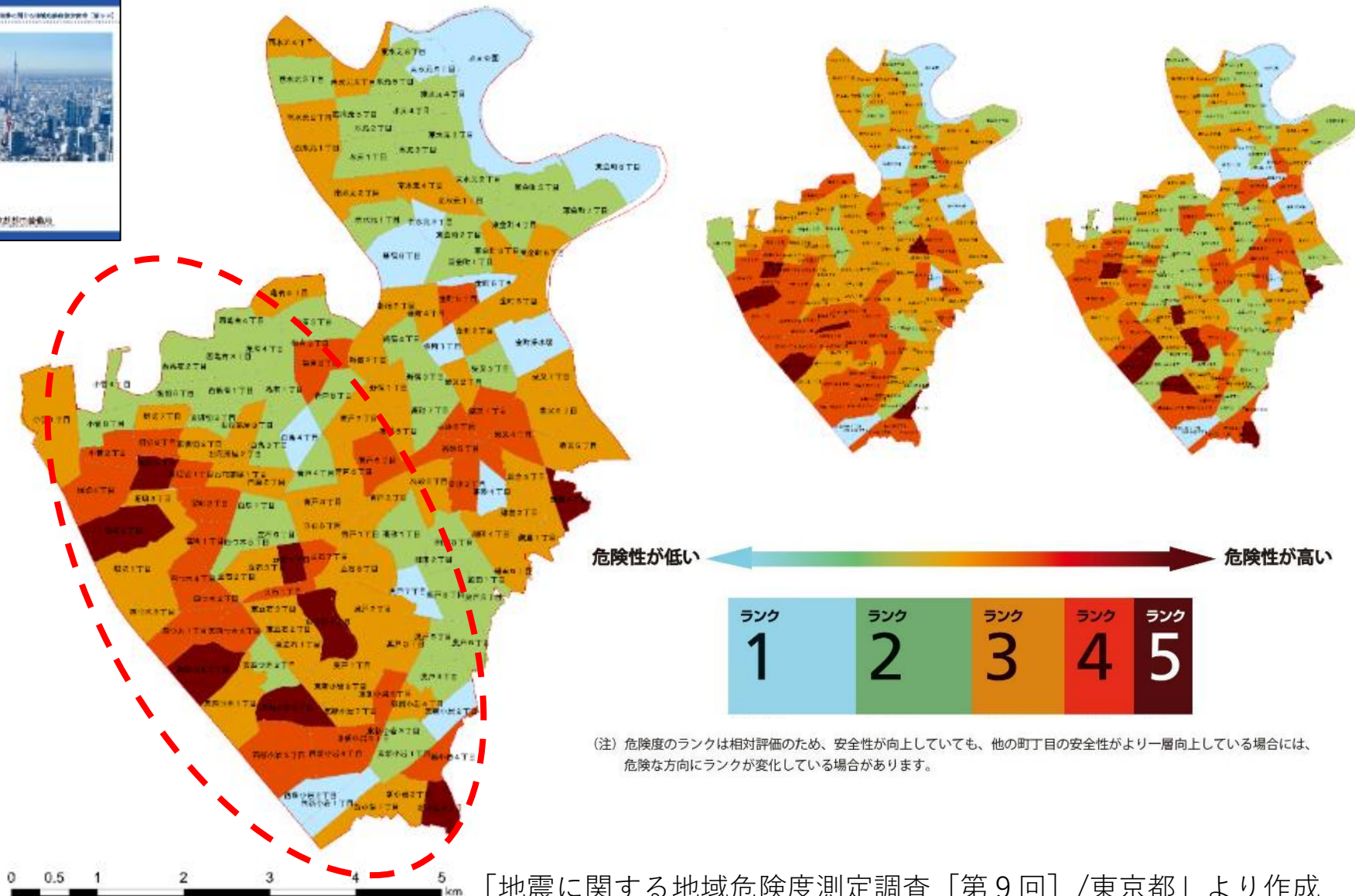
5



総合危険度

建物倒壊危険度

火災危険度



葛飾区における被害想定(都心南部直下地震)

6

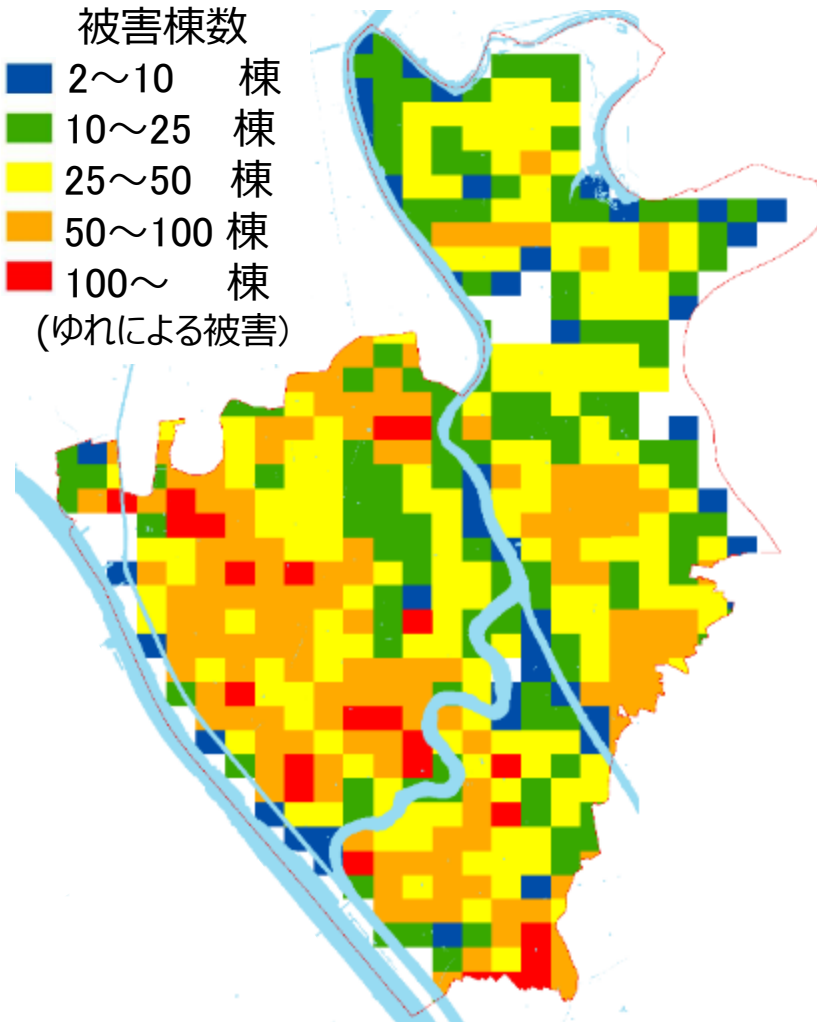
東京都が令和4年に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、葛飾区にも大きな被害が出るのが想定されています。

◆冬の夕方18時 風速8 m/s の場合

	平成24年公表	令和4年公表
想定地震	東京湾北部地震	都心南部直下地震
規模	M7.3	
建物の全壊	7,446棟 (7.0%)	4,589棟 (4.3%)
火災で焼失	11,114棟 (10.4%)	5,373棟 (5.1%)
死者	500人 (0.1%)	283人 (0.1%)
避難者数	200,970人 (45.4%)	169,051人 (37.3%)

()内：区内の建物棟数に対する割合、
または、区の人口に対する割合

被害棟数
■ 2～10 棟
■ 10～25 棟
■ 25～50 棟
■ 50～100 棟
■ 100～ 棟
(ゆれによる被害)



都心南部直下地震における全・半壊被害棟数メッシュ図
【令和4年公表】より作成



葛飾区における被害想定(液状化被害①)

8

平成23年3月東日本大震災

葛飾区東金町の一部で建物に傾きや亀裂が出るなどの液状化被害が発生

平成25年度葛飾区液状化対策検討委員会設置

学識経験者を交え液状化対策工法や支援策などを検討
検討の結果、液状化マップ及びパンフレットの作成、
説明会・相談会での周知、補助制度創設

平成26年度からの取組み

①地盤調査費助成（平成26年度～） 液状化対策費助成（平成28年度～）

②液状化対策パンフレット作成、配布（平成26年度～）

地盤調査助成・液状化対策助成等の概要 令和5年4月改正

●地盤の液状化とは

液状化とは、地震の揺れによって地中の土・砂・水が分離され、地盤が水に浮いたような状態になることです。液状化で安定していた地盤が急に柔らかくなることで、建物が沈下したり傾いたりするなど、生活に支障が生じます。

●まずは地盤の状況調べる

地盤調査は、地中から土を取り出し、土の構成（砂とか粘土）や層ごとの固さ、地下水位、土の性質（砂や土の大きさや均一度）などを調べることで、液状化発生の可能性を知ることができます。

●葛飾区地盤調査

ボーリング調査費助成

液状化対策工事を実施する前に、区が指定する地盤調査が必要で、

助成額 地盤調査に要した費用の10/10

限度額 35万円

【助成要件】 次の全てに該当すること

▲区内で新築又は建替えをする住宅であること

▲階数が3以下であること

▲延べ面積が50.0㎡以下であること

▲助成対象地の所有者等から地盤調査報告書を公表することについて承諾を受けること

この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

【調査方法】

ボーリング調査（標準貫入試験）、土質試験、地下水位測定など、

※調査結果は区で利用させていただきます。

●葛飾区液状化対策

液状化対策費助成

地盤調査の結果、顕著な液状化被害の可能性が「高い」又は「比較的高い」と判定され、液状化対策工事を実施する際に、工事費用の助成をします。

助成額 液状化対策工事に要した費用の1/2

限度額 90万円

【助成要件】 次の全てに該当すること

▲区内で新築・建替えをする住宅であること

▲木造の場合は階数が3以下、その他の構造は階数が2以下であること

▲延べ面積が20.0㎡以下であること

【工事を行う前に手続が必要】 この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

【地震による住宅の被害を軽減させる対策工事】

液状化層の土とセメント系固化材を混ぜた改良体、非液状化層に到達する工事です。

この他にも土を固めた数層地盤対策があります。詳しくはお問い合わせください。

葛飾区建築課建築安全係 ☎ 5654-8552、5654-8553、5875-7827

液状化判定調査派遣

液状化判定をするための判定調査者を区から無料で派遣し、液状化被害の可能性を判定します。

【派遣対象要件】 次の全てに該当すること

▲区内で新築又は建替えを予定していること

▲区、地方公共団体その他公共団体以外の者の所有であること

▲ボーリング調査助成による交付を受けていないこと

▲助成対象数地の所有者等から地盤調査報告書を公表することについて承諾を受けること

この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

【調査方法】

ピエゾドライブコーンと呼ばれる特殊機械により地盤の硬さ、間隙水圧の測定をもとに液状化の安全率（液状化しやすさ）を評価します。

※調査結果は区で利用させていただきます。



パンフレットを作成し、
東京都の液状化予測図
に葛飾区の液状化発生
履歴、ため池等の場所
を記載

③液状化対策助成説明会、相談会（平成29年度～）

葛飾区における被害想定(液状化被害②)

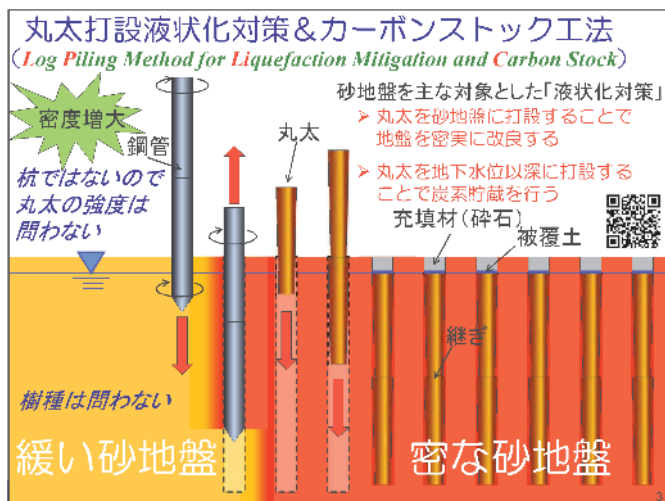
9

令和5年度からの取組み

- P D C 液状化判定を無料派遣にて導入
 - ・ 安価かつ迅速に調査可能
 - ・ 省スペースで調査可能



- 新たな助成対象として細径の間伐材等を活用した地盤の液状化対策を導入



* 出展 木材活用地盤対策研究会提供資料

令和6年度東京都の取組み

- 液状化対策を目的とした全国初のコンソーシアムを設立
※葛飾区も参加

建築物液状化対策促進 東京コンソーシアム設立について

目的

首都直下地震等により液状化が予想される都内すべての地域において、建物の安全性を確保し、在宅避難を促進するため、関係団体が連携し、液状化対策を総合的に促進する。

- コンソーシアムのイメージ -



* 出展 液状化コンソーシアム提供資料

- 液状化パンフレット配布、液状化イベント開催 (予定)
※葛飾区内で実施



* 出展 東京都都市整備局提供資料



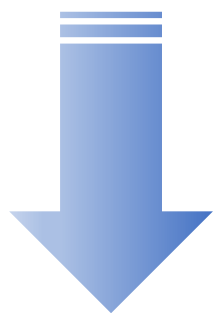
3. 復興計画について

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（2023年7月）における 葛飾区の事前復興まちづくり計画検討の進め方

検討の進め方	選択	背景
とりまとめの方法	盛込み型 (別途手引き作成)	盛込み型（別途手引き作成）  都市計画マスタープランへの位置づけ + 葛飾区震災復興マニュアル（都市・住宅編）
住民との関わり方	計画素案型 意見交換型	・都市計画マスタープランは策定委員会、庁内検討会、地域別勉強会、パブコメを経て策定 ・震災復興マニュアルは庁内委員会・部会の議論を経て改正 ・震災復興まちづくり訓練で作成する各地区の「震災復興の進め方」は地域住民との意見交換を経て作成
公表方法	全体公表型 概要・部分公表型	・全区の復興まちづくりの方針は都市計画マスタープランに位置づけ ・住民との訓練による結果を地区の震災復興の進め方(案)として公表 ・震災復興マニュアル（都市・住宅編）は職員向けのため非公表 住民向けの震災復興マニュアル（地域協働復興編）は公表

平成 7 年 1 月 阪神・淡路大震災 発生

平成 15 年 3 月 東京都震災復興マニュアル 策定



これを契機に、葛飾区においても

H16 新小岩地区復興まちづくり訓練

H20 堀切地区復興まちづくり訓練

東京都 復興市民組織
育成事業を活用

を実施し、その訓練成果も踏まえた上で

平成 21 年 6 月 **葛飾区震災復興マニュアル 策定**

平成 23 年 7 月 葛飾区都市計画マスタープラン 改定

⇒震災復興まちづくりの方針を追加

令和 3 年 3 月 葛飾区震災復興マニュアル 改定

令和 5 年 12 月 葛飾区都市計画マスタープラン 改定

H20 堀切地区復興まちづくり訓練

主催：堀切地区まちづくり懇談会地域防災部会



堀切地区
復興まちづくり訓練の様子



堀切地区
震災復興の進め方の手引き
骨子（案）

堀切地区の復興の流れ（抜粋）

【ステップ1】

まちの被害を調べて、
堀切地区センターで
まとめます

- 町会自治会の防災組織を中心に、震災後数日以内に、町内の被害概況を調べて、地区災害拠点（堀切地区センター）に報告します。

【報告内容】
・焼失した区域
・全半壊建物の多い街区（概ね半分以上）

【ステップ2】

復興準備連絡会を
立ち上げ、委員を募集し、
震災復興協議会を
発足します

- 復興が必要な場合、堀切地区連合町会長や地域防災部長は、町会の要請や被災者等の申し出などをふまえ、堀切の関連組織【表1】等と呼びかけ、「堀切地区復興準備連絡会」を開催します。
- 準備連絡会には、各組織から1～数名が出席し、協議会設立を協議します。また、区職員の参加を求めることができます。

【表1】準備連絡会の呼びかけを行う組織

- ・町会自治会
- ・同防災組織メンバー
- ・商店会
- ・民生委員
- ・上記の他、堀切地区で活動する団体個人で町会長が推薦するもの

- 準備連絡会は、協議会の規約案を用意し、回覧、ニュース配布、避難所での案内等によって協議会委員を募集します。
- 区外の被災者・権利者については区を通じて連絡します。
- 参加委員により、設立準備会を開催し、規約・役員、復興区域等を定め、協議会を発足します。
- 区に地域復興組織認定申請を行います。

【ステップ3】

震災復興協議会の
活動体制を整えます。

- 【事務局】当面、堀切地区センターに設置します。
- 【構成】役員の他、総務部、広報部、都市住宅部、時限市街地生活復興支援部、商業地域活性化部、などを設置します。
- 【葛飾区への協力を要請する事項】
 - 「復興に関する相談窓口」の開設
 - 復興を支援する「専門家の派遣」（区と一緒に人選）
 - 必要に応じて、復興に関する説明会や部会の設置（町会別・街区別・事業別・課題別など）



●堀切地区の「震災復興計画づくり」を進めます

●「時限的市街地」の建設を検討し、運営を支援します

●復興に関する広報・相談、被災者支援、地域づくり活動を進めます

H21.6月 葛飾区震災復興マニュアル 策定

葛飾区 都市計画マスタープラン

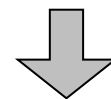


令和5年版

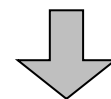
- ・震災復興まちづくりに関する方針を追加

- ・水害時の復興まちづくりに関する方針を追加
- ・震災復興マニュアルの改定に伴い地域協働復興の取組を追加

都市計画マスタープランで目指すのが、20年後のまち



「30年以内に70%の確率の直下地震に備える」



被害想定に基づき、都市計画マスタープランで震災復興を想定しておくべきではないか？！

誘導・個別再建型復興地区
道路等が整備されている地区で、良好な住環境や街並みの形成を目指し、街づくりのルールのもとで個別復興を検討

修復・改善型復興地区
既存の道路網を生かし、壁面線の指定や、主要区画道路等の整備、建築物・敷地の共同化など個別の修復・改善型の事業を組み合わせた復興を検討

拠点整備型復興地区
都市基盤の整備状況に応じて、土地区画整理事業や市街地再開発事業により、駅前広場や都市計画道路等の整備を含めた一体的な市街地整備による復興を検討

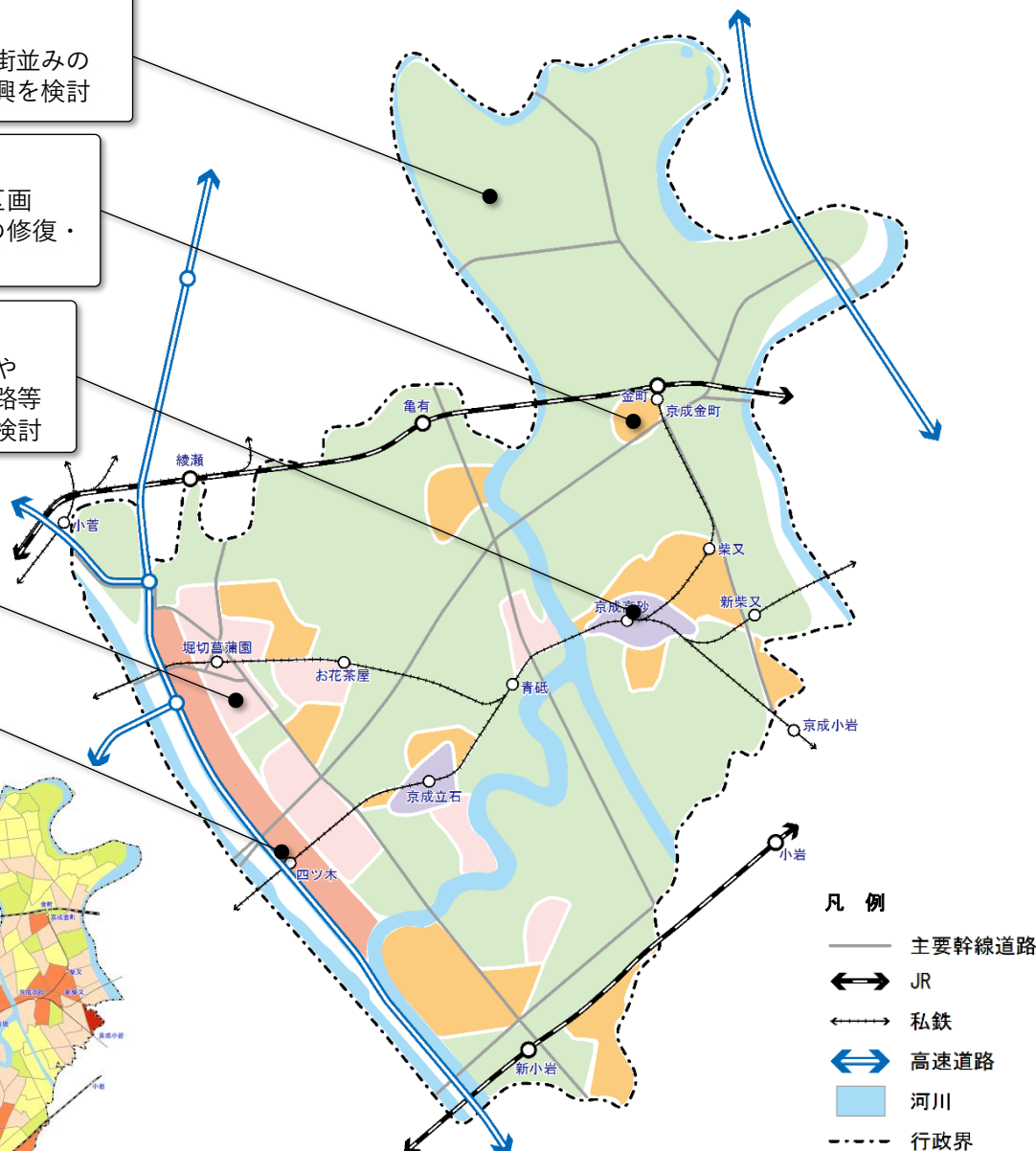
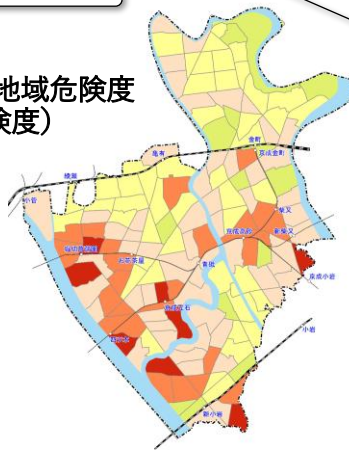
基盤整備型復興地区
土地区画整備事業等の面的な市街地整備による復興を検討

基盤整備型(高台整備)復興地区
堤防強化対策など更なる治水対策の実現について働きかけるとともに、浸水対応型の拠点高台や拠点建築物の整備を検討

参考

町丁目ごとの地域危険度
(総合危険度)

ランク1
ランク2
ランク3
ランク4
ランク5



地域危険度等を踏まえた震災復興まちづくり方針図

大被害想定/都市基盤の復興まちづくり方針

16

凡 例

- 基盤整備型復興地区
- 基盤整備型（高台整備）復興地区
- 修復・改善型復興地区
- 誘導・個別再建型復興地区
- 拠点整備型復興地区

- 主要幹線道路
- JR
- 私鉄
- 高速道路
- 河川
- 行政界



大被害を想定した復興まちづくり方針図

凡 例

- 都市計画道路（完成・事業中）
- 都市計画道路等（計画路線・計画検討路線）
- 構想道路
- 駅前広場の整備・充実

- JR
- 私鉄
- 高速道路
- 河川
- 行政界



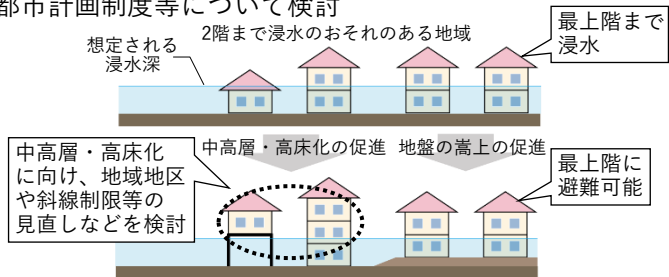
都市基盤の復興まちづくり方針図

誘導・個別再建型復興地区

道路等が整備されている地区で、良好な住環境や街並みの形成を目指し、街づくりのルールのもとで個別復興を検討

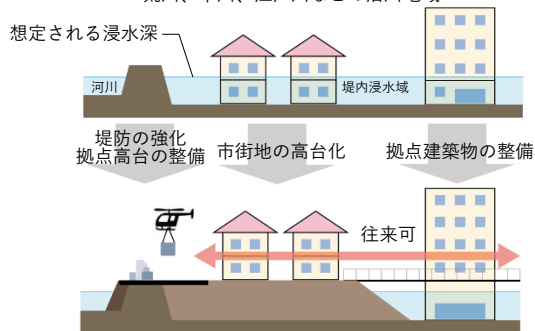
中高層・高床化促進復興地区

個別再建の際に、住宅の中高層・高床化などを促進する都市計画制度等について検討

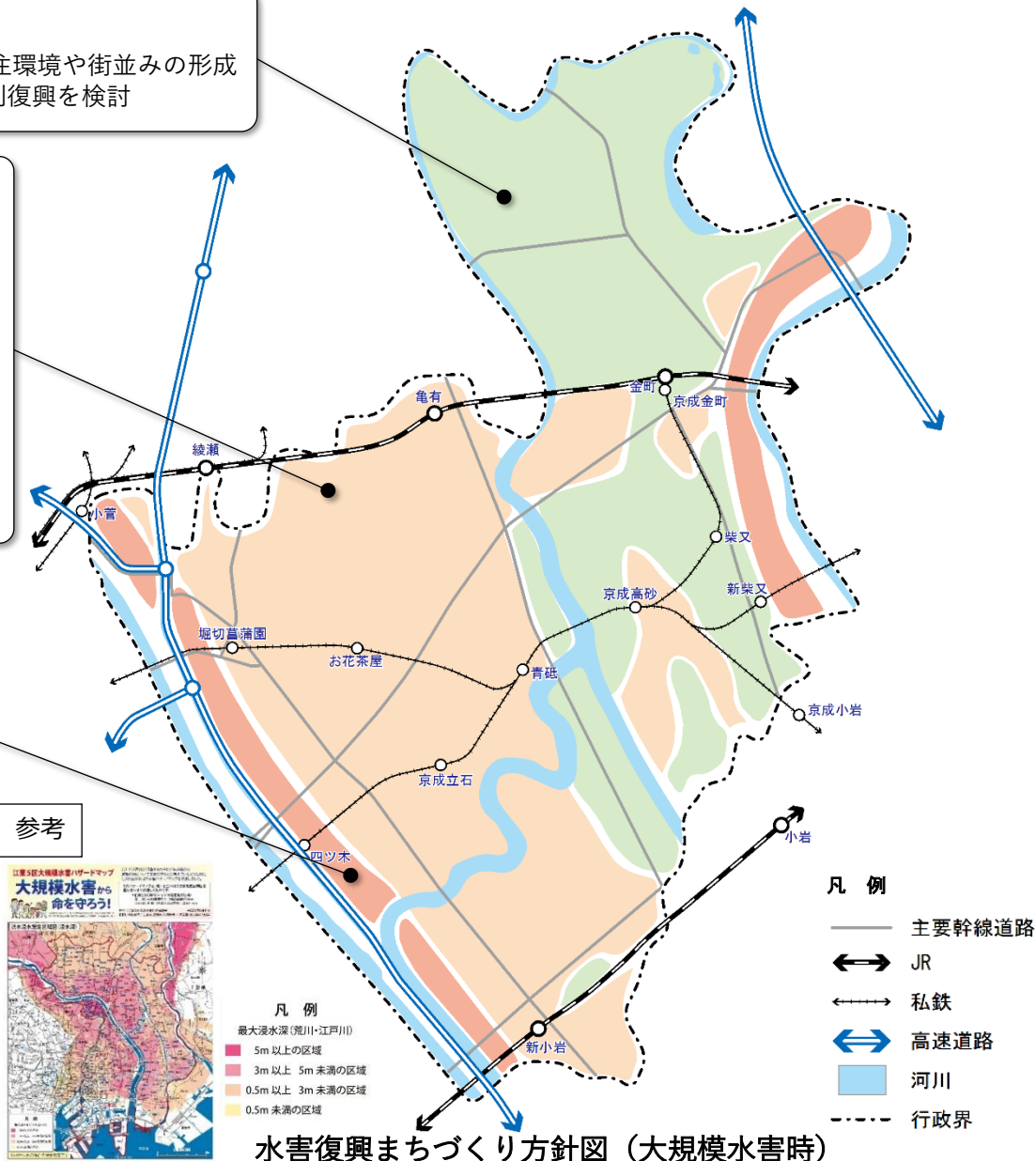


基盤整備型(高台整備)復興地区

堤防強化対策など更なる治水対策の実現について働きかけるとともに、浸水対応型の拠点高台や拠点建築物の整備を検討
荒川、中川、江戸川などの沿川地域



出典：江東5区大規模水害ハザードマップ
(江東5区広域避難推進協議会)



水害復興まちづくり方針図（大規模水害時）

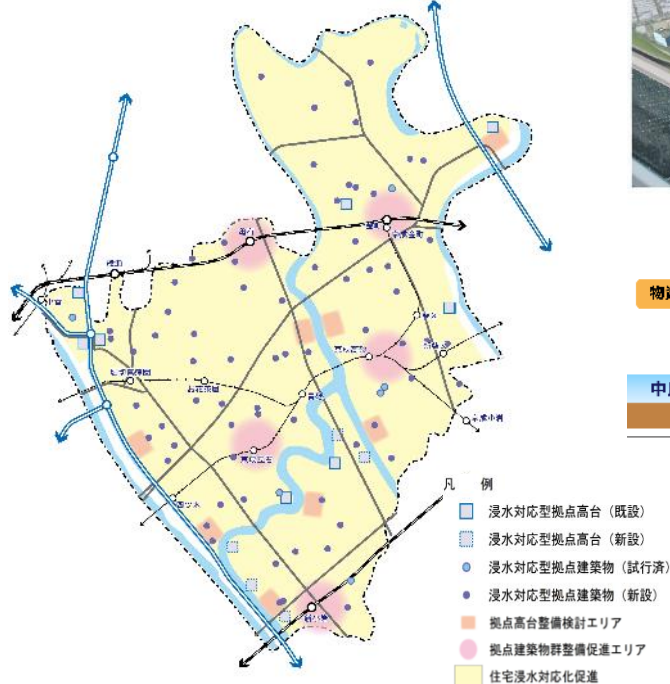
令和元年6月 葛飾区浸水対応型市街地構想 策定

広域避難・垂直避難を組み合わせ、水が引くまでの間許容できる生活レベルが担保される市街地を目指す

■ 構想の実現に向けた取組

- (1) 都市マスによる高台まちづくりの誘導を位置づけ
- (2) 公園等の整備による高台まちづくり
- (3) 避難スペースを確保した建築物等の整備・確保

(1) 都市マスにおける 高台まちづくりの誘導



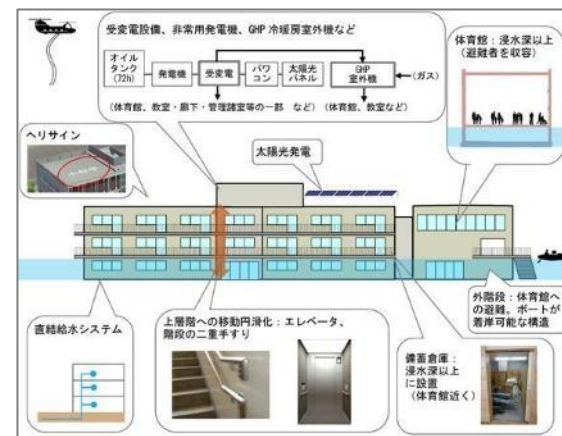
（防災まちづくり方針図（水害））

(2) 公園等の整備による 高台まちづくり



令和5年12月
都市マス改定に合わせて
構想に準拠した内容を明示

(3) 避難スペースを確保した 建築物等の整備・確保



（避難所となる小中学校の浸水対応型拠点建築物化）



（葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金）

地域別構想における復興方針

19

都市マスの地域別構想の例

〈地域共通〉

- 防災まちづくりの推進
- 河川と一体感のある回遊性の高い空間づくり
- 東立石緑地公園や親水テラスを活用した地域活動の促進
- テラスや道路、道路の整備による回遊性の向上



都市マス（区HP）



地域別勉強会の様子→



地域別復興まちづくり方針の例

（6）復興まちづくりの方針

万一災害が発生した場合でも、円滑な復興活動に取り組むことができるよう、震災復興まちづくり模擬訓練を通して、街づくりのあり方について検討します。

復興時に残したい地域の魅力

- ・青戸平和公園
- ・まちの産業を担う工業地域
- ・立石様、熊野、原稲荷等の神社
- ・立石駅前の対面販売
- ・スカイツリーを眺望できる荒川土手

復興時に解決したい課題と解決方策

- ・青戸地域におけるオープンスペースの確保
- ・細街路の拡幅
- ・密集市街地改善のため、土地区画整理事業の施行
- ・立石駅前商店街のあり方の検討
- ・水道道の拡幅
- ・区役所～中川を結ぶ緑のネットワークの形成
- ・大きな公園の整備
- ・四つ木地域全体のかさ上げ
- ・無電柱化

地域でできる復興準備

- ・船着き場の活用
- ・リスクやまちの復興を話し合うことから始める
- ・簡易に開催できる震災復興まちづくり模擬訓練

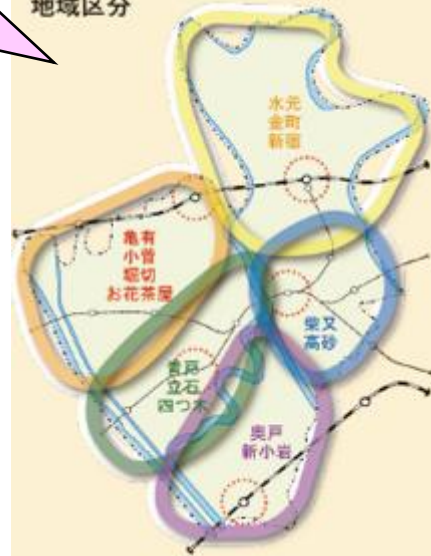


地域別勉強会

地域別勉強会での意見

区内を5つの地域に分け、地域ごとの復興方針をまとめている

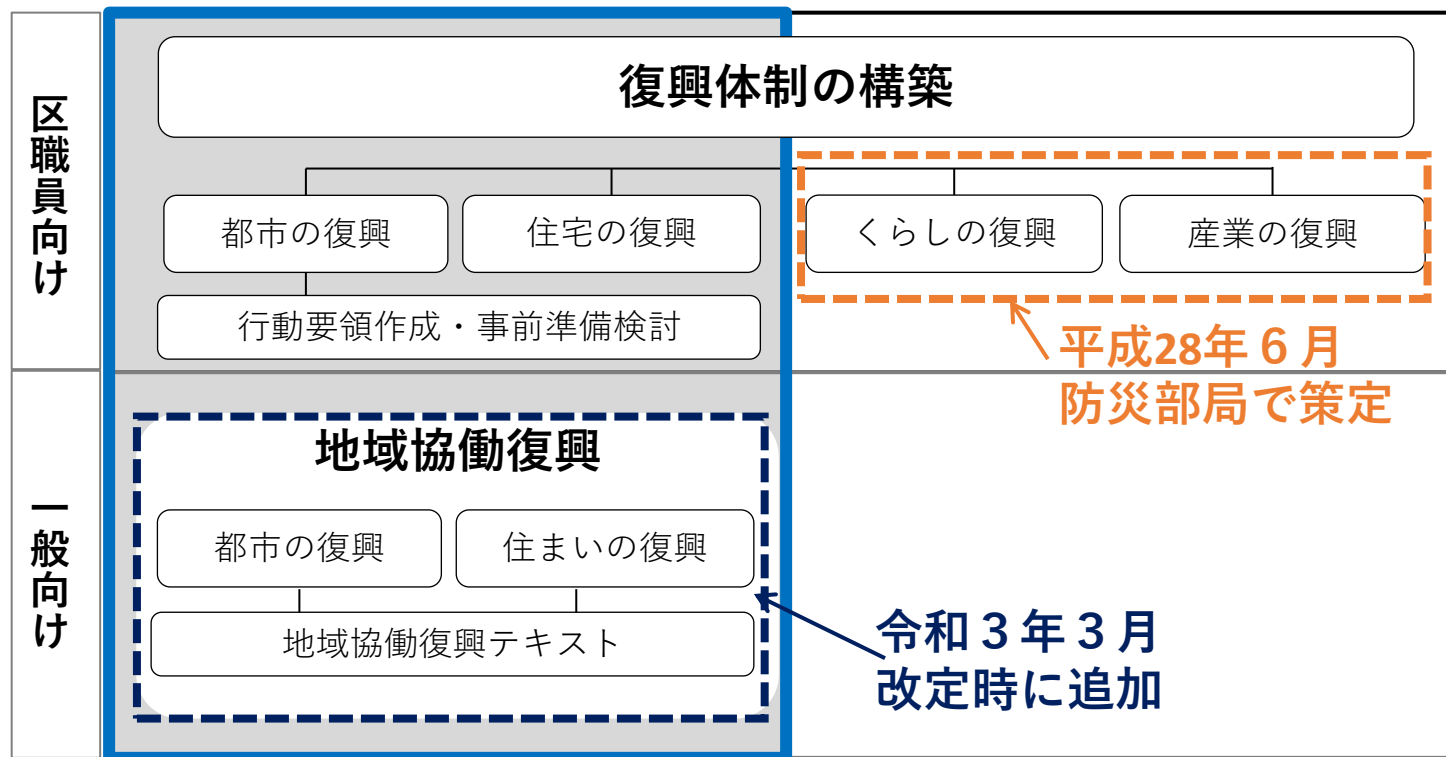
地域区分



葛飾区震災復興マニュアルの構成

- ・葛飾区震災復興マニュアルは、「都市・住宅編（令和3年3月改正）」と「くらし・産業編（平成28年6月）」で構成される。
- ・令和3年3月の改正時には、区民の復興の基本的プロセスや住民が自主的に復興に取り組むための仕組み等を紹介するための「地域協働復興編」を追加。

平成21年6月都市計画部局で策定



連携

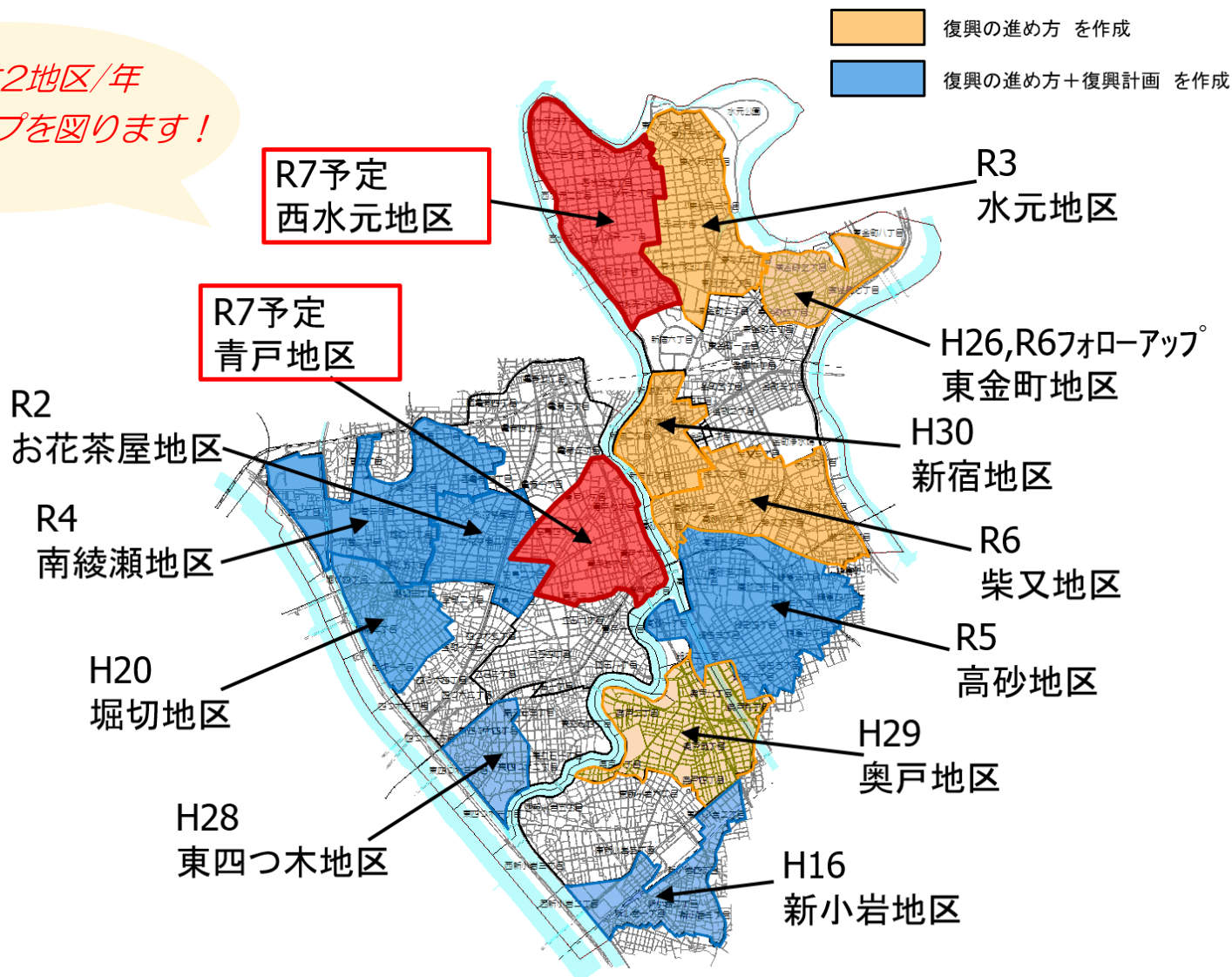
震災復興まちづくり模擬訓練

4. 復興訓練について

復興まちづくり訓練の実施状況

- 訓練は、区内にある19の連合町会の地区単位で実施
- 令和6年度末時点で、11地区で復興の方針等を取りまとめている

今年度は2地区/年
スピードアップを図ります！



訓練プログラム（進め方＋計画取りまとめの例）

23

地区ごとに内容は異なるが、概ね以下のプログラムで行っている

ガイダンス 復興について学ぶ

- ・ 訓練内容の説明
- ・ 災害や復興の学習

防災部局と連携
職員による講義



訓練 1 被災後の住まいの復興を話し合う

- ・ 葛飾区と地区の被害想定を学ぶ
- ・ 被災者になりきって、生活再建などについて学ぶ



訓練 2 被災後の都市の復興を話し合う

- ・ 地区の復興課題や資源の整理
- ・ まちの復興方針を検討

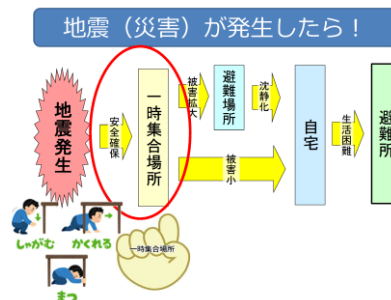


訓練 3 復興の進め方と復興計画の検討

- ・ 復興の進め方をまとめる
- ・ 復興まちづくり計画（素案）をまとめる



とりまとめ（成果報告）



自宅での備蓄

- 物流が回復して、生活必需品等が入手しやすくなるのは発災からおよそ**1週間**・・・
- 飲料水や食糧は**最低でも3日分**、できれば**1週間分**を備蓄しておきましょう！
- **生理用品や簡易トイレ**など、自分が生活するために必要な物も多めに備蓄しておきましょう！

防災部局の職員による講義も
プログラムに編入



自治町会や一般応募の
地域住民と区職員が
一緒にワークショップ
形式で話し合う

取りまとめた復興計画
（骨子案）を報告し
とりまとめる



各回訓練後に中林先生
より講評をいただく



令和5年度 高砂地区における「震災復興の進め方」 ※地域全戸に配布

震災復興手順をステップごとに取りまとめ

高砂地区の震災復興手順

高砂地区が大規模な震災で被害を受けた場合、以下の手順により、町会・自治会を中心に葛飾区と協働で復興まちづくりに取り組みます。

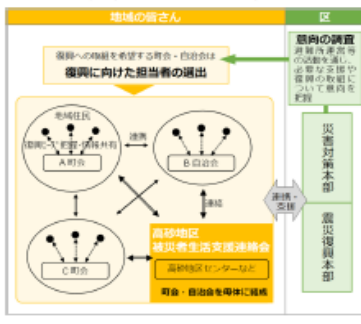
STEP1 被害概況の把握（発災直後～2週間程度）

- 町会・自治会は、学校避難所や区と連携し、地域と避難所で速やかに安否確認を行う。
- 被災状況に応じて、自治会館・集会所、避難所等を活動拠点として、被害状況や在宅避難者のニーズなどの情報収集と、支援物資や復旧支援などの情報提供を行う。
- 災害廃棄物の仮置き場の設置について区と調整を行い、ゴミ出しルールを周知する。

STEP2 被災者生活支援連絡会の立ち上げ（発災直後～2週間）

- 被害状況や地区住民の生活復興への意向に応じ、高砂地区被災者生活支援連絡会を立ち上げる。
- 各町会・自治会が相互に助け合いながら、長期的なくらしとまちの再建に取り組むため、さまざまな情報を集約し、各種対策を話し合う。
- 区などの関係機関への要請や連携、地域への情報提供などを行う。

※被災者生活支援連絡会とは、各町会・自治会が地域で収集した情報を集約し、区と対策を話し合い対応する組織です（右図）。



STEP3 被災者生活支援連絡会の活動・体制拡充（2週間以降）

- お茶会など、地域の皆さんが参加し、話しやすい場をつくることで、さまざまな情報を共有し、復興に必要な支援などについて意見交換や調査、検討を行う。
- 必要な分野に応じて部会を設置するなど、治安や子供・高齢者の支援などさまざまな分野の復興ニーズに応じて、学校・PTA、社会福祉協議会などと連携を図りながら、体制を拡充する。
- 子育て世代や町会・自治会の未加入者なども参加しやすい工夫を施し、積極的な参加を促し、活動を推進する。



STEP4 都市復興の体制づくり（2週間程度～1か月）

- 被災者生活支援連絡会において、葛飾区とともに被害が大きく復興まちづくりが必要な地区を検討する。
- 復興まちづくりが必要な地区では、復興まちづくりを検討し、提案を行うために地域復興協議会を立ち上げる。
- 地域復興協議会は、地域の被害状況等を踏まえ、事業手法に応じて町会・自治会ごとに立ち上げる。



この道は狭いから拡げないといわ。

公園が必要では？

※地域復興協議会とは、被災者生活支援連絡会や、NPO、企業等と連携して復興まちづくりに取り組むためその地区の土地・建物権利者等を中心に自治町会、まちづくり協議会等地域で構成される組織です。

STEP5 復興まちづくり計画等の検討（1か月～6か月）

- 被害が大きく復興まちづくりが必要な地区では、従前よりも災害に強く住みやすいまちにしていけるために、狭い道路を解消するなど地域の課題に対応した復興まちづくりを検討する。
- 地域復興協議会は区と協働して、復興まちづくり計画(案)をまとめる。



STEP6-1 応急仮設住宅の運営（2か月～2年程度）

- 被災前のコミュニティを維持して復興まちづくりに取り組むために、地区内の被災民有地を借り上げて、仮設の住宅や店舗を建設する時限的市街地を検討する。
- 地区外からの避難も多く見込まれるため、応急仮設住宅団地の入居者による運営組織を結成し、入居者同士のつながり、助け合い、暮らしのルールづくりなどの運営に取り組む。



STEP6-2 遠方避難者への対応（2か月～2年程度）

- 各町会・自治会は葛飾区と連携して、遠方避難者の所在地を確認し、地域での復興状況や施設再開等の情報提供を行う。
- 遠方に避難した方から、高砂地区での復興に関する要望を収集する。



STEP7 地域活動を順次再開する（6か月以降）

- まちの再建や地域のにぎわいにとって重要となる自治町会の地域活動を、復興まちづくりの進捗にあわせて、再開する。



訓練に関する
区HP



これまで取りまとめた訓練成果等は、区のHPにも掲載

- 地区によっては復興訓練の実施から、10年以上が経過
- 地域の新たな担い手育成の必要性

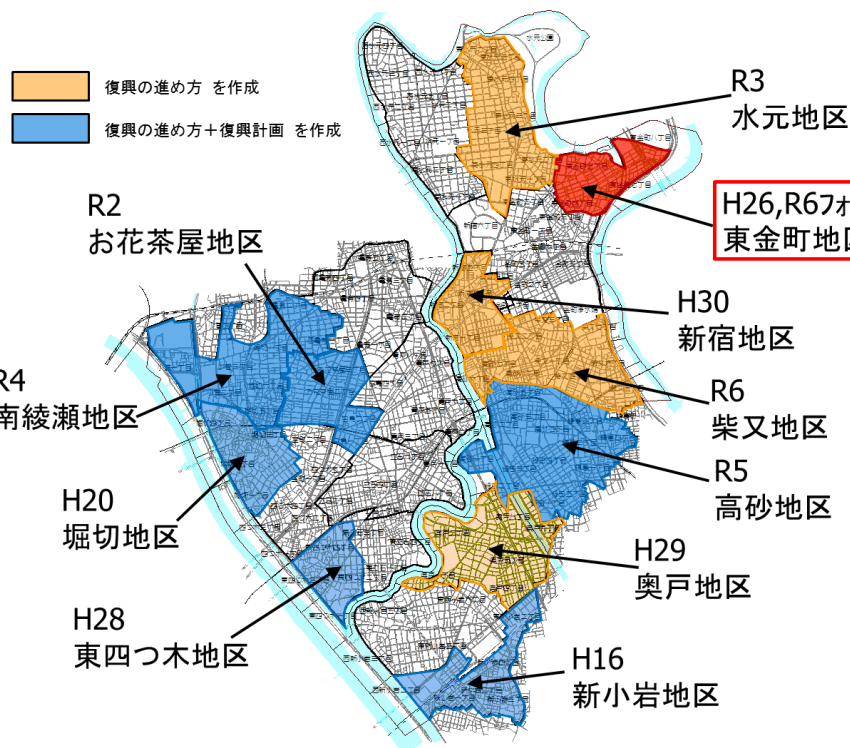
➡ R6年度 東金町地区にてフォローアップ訓練を実施

プログラム

- ・被害想定と地域協働復興を知る
- ・住まいの復興について考える
- ・復興の進め方の確認



H26年度 東金町地区
震災復興の進め方



訓練実施後の課題

町会長など過去の訓練参加者は
10年間でほぼ世代交代していることが判明



- ・訓練記憶の継承に課題
- ・繰り返し訓練を実施する必要性



5. あり方勉強会における 論点について

論点① 事前復興まちづくり計画として検討すべき内容の整理

計画検討をより行いやすくするため、事前復興まちづくり計画として検討すべき具体的内容・手順を整理し、被害想定をふまえて自治体が計画を検討する過程で、自分たちの自治体が被災した場合、平時の都市計画の延長として対応できる状態かどうか、明らかになるのではないかな？

→葛飾区では下記の方法で事前復興まちづくり計画を取りまとめ

- ・都市マスに全体の復興方針を明記
- ・葛飾区震災復興マニュアル（都市・住宅編）の策定
- ・震災復興まちづくり訓練により各地区で震災復興の進め方を作成

論点② 事前復興まちづくり計画が対象とする災害の種別や程度について

現在のガイドラインでは、「事前復興まちづくり計画を検討するにあたり想定する災害は、地震、津波、水害等、面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模なものとする。」と示している。計画検討をより行いやすくするため、平時の都市計画の延長としての事前復興まちづくり計画で対応可能と想定される災害の種別や程度の観点が示せないか。

- ・葛飾区では、東京都が公表している「首都直下地震による東京の被害想定」や「地震に関する地域危険度測定調査」の結果を基に復興方針をまとめている。
- ・R5の都市マス改定時には、江東5区大規模水害ハザードマップの浸水想定に基づき、大規模水害からの復興方針を新たに追加。

論点③ 計画検討の体制について

計画策定についてのガイドラインでは、都市計画部局を中心に、防災部局をはじめとした関係部局を幅広く含めた検討体制を構築することが望ましいとしているが、防災部局等を中心に計画策定に取り組む場合もあり、実態が伴っていない現状を踏まえ、防災部局等関連部局と連携しつつ、都市計画部局が中心に計画策定を行うべきことを発信する必要があるのではないか？産業や教育等の他分野の考え方・方針も重要なため、関係部局とより密接に連携して計画策定することが望ましいのではないか？

→・本区の復興まちづくり方針を位置付ける都市マスの策定に際し、政策経営部や地域振興部、危機管理・防災担当等を含めた庁内検討体制で検討を行い、策定している。

論点④ 都道府県としての役割

- ・広域連携の調整役や広域自治体としての役割を示すべきではないか？
- ・技術者が不足する市区町村への技術的補助としての役割を担うべきではないか？

→・東京都がH10年度以降開催している広域的な訓練である「都市復興訓練」に、本区はH19年度から毎年技術職職員を参加させている。